

ID: 94

担当部署: こども・健康部 健康課

| | |
|---------------------|---------------------------|
| 処分の概要 | 使用料等の減免 |
| 例規名 根拠条項 | 芦屋市保健センターの管理に関する条例 第5条第6項 |
| 例規番号 | 昭和45年条例第25号 |

【根拠条文】

(使用料等)

第5条 保健センターの利用者は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬算定方法」という。)別表第1医科診療報酬点数表により算定した額の範囲内で、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、その他の検査及び事業所検診に係る使用料については、規則で定めるものとする。

3 母子保健法第17条の2に規定する産後ケア事業を利用しようとする者は、別表第2に定める利用料を納付しなければならない。

4 第3条第9号の規定により使用する場合は、診療報酬算定方法別表第1医科診療報酬点数表により算定した額の7割以内で、規則で定める使用料を納付しなければならない。

5 診断書及び証明書の交付を受けようとするものは、それぞれ1,000円を納付しなければならない。

6 市長は、公益上必要があると認めるときは、第1項の使用料及び前項の手数料の全部又は一部を免除することができる。

別表第1(第5条関係)

| 区分 | 単位 | 使用料 |
|---------|----|--------|
| 胃部集団検診 | | |
| 間接撮影 | 1件 | 1,000円 |
| 直接撮影 | 1件 | 2,500円 |
| 乳がん検診 | | |
| マンモグラフィ | 1件 | 2,000円 |
| 子宮がん検診 | | |
| 頸部 | 1件 | 1,000円 |
| 頸部・体部 | 1件 | 1,700円 |
| 肺がん検診 | | |
| 喀痰細胞診検査 | 1件 | 900円 |
| 大腸がん検診 | | |
| 一日法 | 1件 | 400円 |

条例適用申請に対する処分個票

| | | |
|----------|----|--------|
| 二日法 | 1件 | 800円 |
| 前立腺がん検診 | 1件 | 1,000円 |
| 健康チェック | 1件 | 9,000円 |
| 骨粗鬆症検診 | 1件 | 1,000円 |
| 肝炎ウイルス検診 | 1件 | 1,000円 |

備考 健康チェックにおいてピロリ菌検査を実施する場合の当該健康チェックの使用料は、1件につき600円を加算した額とする。

別表第2(第5条関係)

| 区分 | 単位 | 利用料 |
|---------------------|----|---------|
| 産後ケア(通所型) | | |
| 生活保護世帯 | 1日 | 1,000円 |
| 市民税非課税世帯 | 1日 | 2,500円 |
| 夫と妻の合算所得が730万円以上の世帯 | 1日 | 10,500円 |
| 上記以外の世帯 | 1日 | 6,500円 |
| 産後ケア(宿泊型) | | |
| 生活保護世帯 | 1日 | 1,500円 |
| 市民税非課税世帯 | 1日 | 3,000円 |
| 夫と妻の合算所得が730万円以上の世帯 | 1日 | 11,000円 |
| 上記以外の世帯 | 1日 | 7,000円 |

備考

- 多胎の場合の利用料は、乳児1人につき、通所型は500円、宿泊型は1,500円を加算した額とする。
- 夫と妻の所得の額の計算方法については、児童手当法施行令第3条に定めるところによる。

【基準】

根拠条文及び芦屋市保健センターの管理に関する条例施行規則第8条の規定による。

(使用料等の免除)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第5条第6項の規定に基づき使用料及び手数料の全部又は一部を免除することができる。

- 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者が使用するとき。
- 市内に住所を有する70歳以上の者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条第2号に規定する者を含む。)が使用するとき。
- 当該年度分市民税非課税世帯に属する者が使用するとき。
- 国、他の地方公共団体又は公共的団体が学術研究のため使用するとき。
- その他市長が公益上特に必要と認めたとき。

条例適用申請に対する処分個票

| | | | |
|---------------|-----------|----------------|-----------|
| | | | |
| 標準処理期間 | 3日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年4月1日 | 最終変更年月日 | 令和2年10月1日 |



ID: 96

担当部署: こども・健康部 健康課

| | | | |
|--|-------------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 医療機器の使用の許可 | | |
| 例規名 根拠条項 | 芦屋市保健センターの管理に関する条例施行規則 第6条第1項 | | |
| 例規番号 | 昭和56年規則第24号 | | |
| <p>【根拠条文】 (医療機器の使用の許可) 第6条 保健センターの利用者のうち条例第3条第9号の規定により機器を使用しようとする者は、あらかじめ所長に使用申請書を提出し、その許可を受けなければならない。 2 前項の利用者は、機器の使用を終わったときは、直ちに所長に届け出てその点検を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p> | | | |
| 標準処理期間 | 1日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |



ID: 97

担当部署: こども・健康部 健康課

| | | | |
|---|--------------------------------|----------------|-----------------|
| 処分の概要 | 使用料等の還付承認 | | |
| 例 規 名 根 拠 条 項 | 芦屋市保健センターの管理に関する条例施行規則 第9条ただし書 | | |
| 例 規 番 号 | 昭和56年規則第24号 | | |
| <p>【根拠条文】 (使用料等の還付) 第9条 既納の使用料等は還付しない。ただし、市長において次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既納の使用料等の全部又は一部を還付することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 保健センターの都合により、依頼事項を処理することができなくなったとき。 (2) 母子保健法第17条の2に規定する産後ケア事業を利用しようとする者から、利用を開始するまでに取消しの申出があったとき。 (3) その他市長が必要と認めるとき。 <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p> | | | |
| 標準処理期間 | 3日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 28 年 4 月 1 日 | 最終変更年月日 | 令和 2 年 10 月 1 日 |

ID: 99

担当部署: こども・健康部 健康課

| | | | |
|---|-------------------------------|-----------------------|--------------|
| <p>処分の概要</p> | <p>使用料及び手数料の減免</p> | | |
| <p>例 規 名 根 拠 条 項</p> | <p>芦屋市歯科センターの管理に関する条例 第6条</p> | | |
| <p>例 規 番 号</p> | <p>平成22年条例第22号</p> | | |
| <p>【根拠条文】 (使用料及び手数料の免除) 第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び芦屋市歯科センターの管理に関する条例施行規則第5条の規定による。 (使用料及び手数料の免除又は徴収猶予) 第5条 条例第5条及び条例第6条の特別の理由があると認めるときは、次に該当する場合とする。 (1) 使用料等を納付する資力がないものと市長が認めるとき。 (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による医療扶助を受けている者が手数料を納入するとき。 (3) その他市長が特に必要があると認めるとき。 2 前項第1号の規定による使用料等の免除又は徴収猶予を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。</p> | | | |
| <p>標準処理期間</p> | <p>3日</p> | | |
| <p>備考</p> | | | |
| <p>設定年月日</p> | <p>平成 28 年 4 月 1 日</p> | <p>最終変更年月日</p> | <p>年 月 日</p> |

ID: 102

担当部署: こども・健康部 健康課

| | | | |
|---|-------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 使用料及び手数料の減免 | | |
| 例規名 根拠条項 | 芦屋市立休日応急診療所条例 第8条 | | |
| 例規番号 | 平成9年条例第30号 | | |
| <p>【根拠条文】</p> <p>(使用料及び手数料の免除)</p> <p>第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文及び芦屋市立休日応急診療所条例施行規則第4条の規定による。</p> <p>(使用料及び手数料の免除又は徴収猶予)</p> <p>第4条 条例第7条及び条例第8条に定める特別の理由があると認めるときとは、次の各号に該当する場合をいう。</p> <p>(1) 使用料等を納付する資力がないものと市長が認めるとき。</p> <p>(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による医療扶助を受けている者が手数料を納入するとき。</p> <p>(3) その他市長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項第1号の規定による使用料等の免除又は徴収猶予を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。</p> | | | |
| 標準処理期間 | 3日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |



ID: 238

担当部署: こども・健康部 健康課

| | | | |
|--|-------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 受給資格の認定 | | |
| 例規名 根拠条項 | 芦屋市特定疾病療養補助金支給条例 第5条第1項 | | |
| 例規番号 | 昭和54年条例第4号 | | |
| <p>【根拠条文】 (認定の申請) 第5条 療養補助金の支給を受けようとするときは、第3条に定める受給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)が、市長に申請し受給資格の認定を受けなければならない。 2 前項の認定を受けた者が、受給要件に該当しなくなった後、当該年度内に再び従前と同じ受給要件に該当するに至ったときは、同項の手続きを省略することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (受給要件) 第3条 療養補助金の支給を受けることができる者は、芦屋市に引続き6か月以上住所を有する特定疾病療養者とする。</p> | | | |
| 標準処理期間 | 30日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 28 年 4 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |